

## 委任状

未熟児養育医療給付制度において、費用徴収額（自己負担額）が決定した際には、乳幼児医療費助成制度又はひとり親家庭等医療費助成制度と未熟児養育医療給付制度で費用徴収額（自己負担額）の精算について、あきる野市長に委任します。

あきる野市長 殿

令和 年 月 日

受療者 氏名

申請者 住所  
(保護者)

氏名

### 〈委任について〉

未熟児養育医療給付制度では、保護者から養育医療自己負担金を徴収しています。しかし、養育医療受給者が医療費助成制度の受給者である場合は、養育医療自己負担金の一部又は全部が、乳幼児医療費助成制度又はひとり親家庭等医療費助成制度の対象となるため、委任状を提出していただくことで、市の内部で自己負担金の処理をすることができます。

## 委任状

未熟児養育医療給付制度において、費用徴収額（自己負担額）が決定した際には、乳幼児医療費助成制度又はひとり親家庭等医療費助成制度と未熟児養育医療給付制度で費用徴収額（自己負担額）の精算について、あきる野市長に委任します。

あきる野市長 殿

提出時に窓口で  
ご記入ください。

受療者は対象乳児を  
記入してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

受療者	氏名	<b>あきる野 一郎</b>
申請者 (保護者)	住所	<b>あきる野市二宮350</b>
	氏名	<b>あきる野 太郎</b>

### 〈委任について〉

未熟児養育医療給付制度では、保護者から養育医療自己負担金を徴収しています。しかし、養育医療受給者が医療費助成制度の受給者である場合は、養育医療自己負担金の一部又は全部が、乳幼児医療費助成制度又はひとり親家庭等医療費助成制度の対象となるため、委任状を提出していただくことで、市の内部で自己負担金の処理をすることができます。